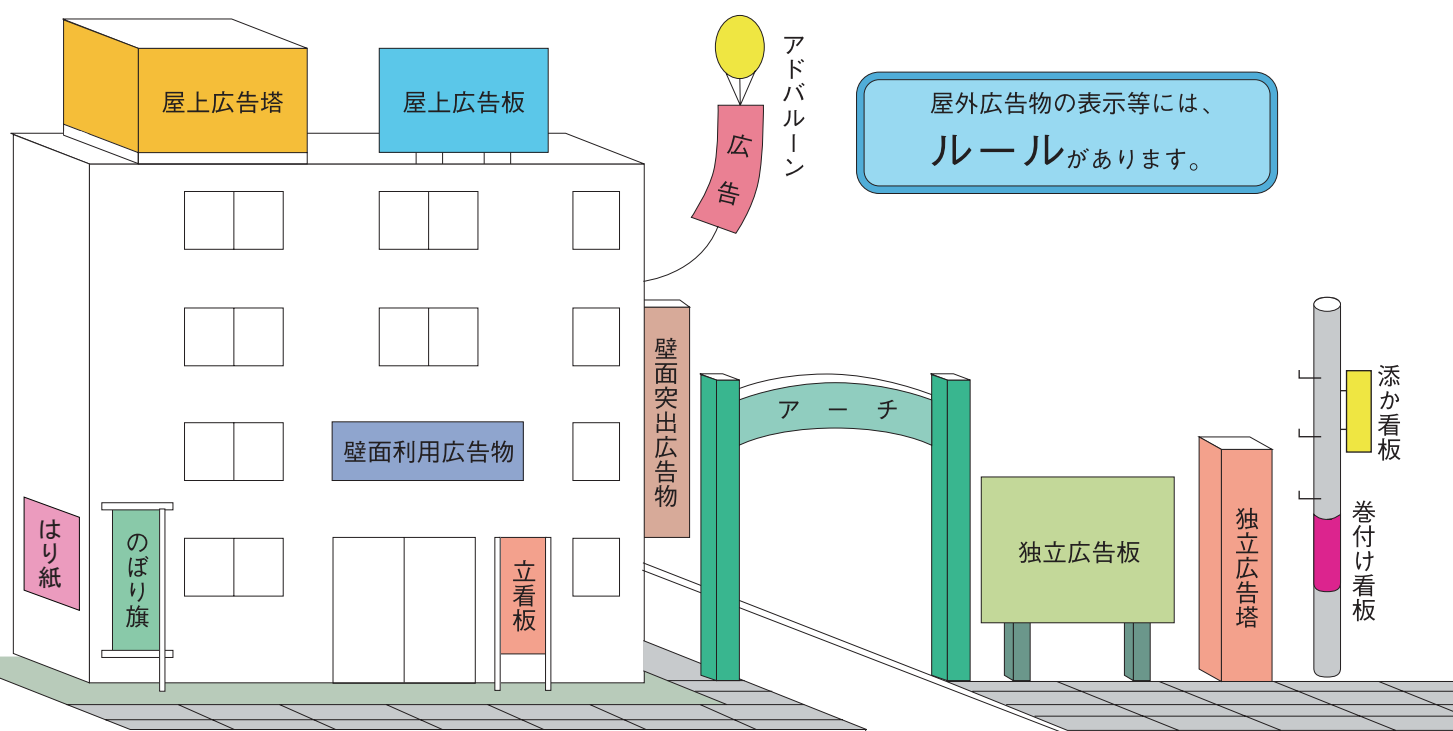




神奈川県

屋外広告物条例のあらまし

良好な景観の
形成を目指して



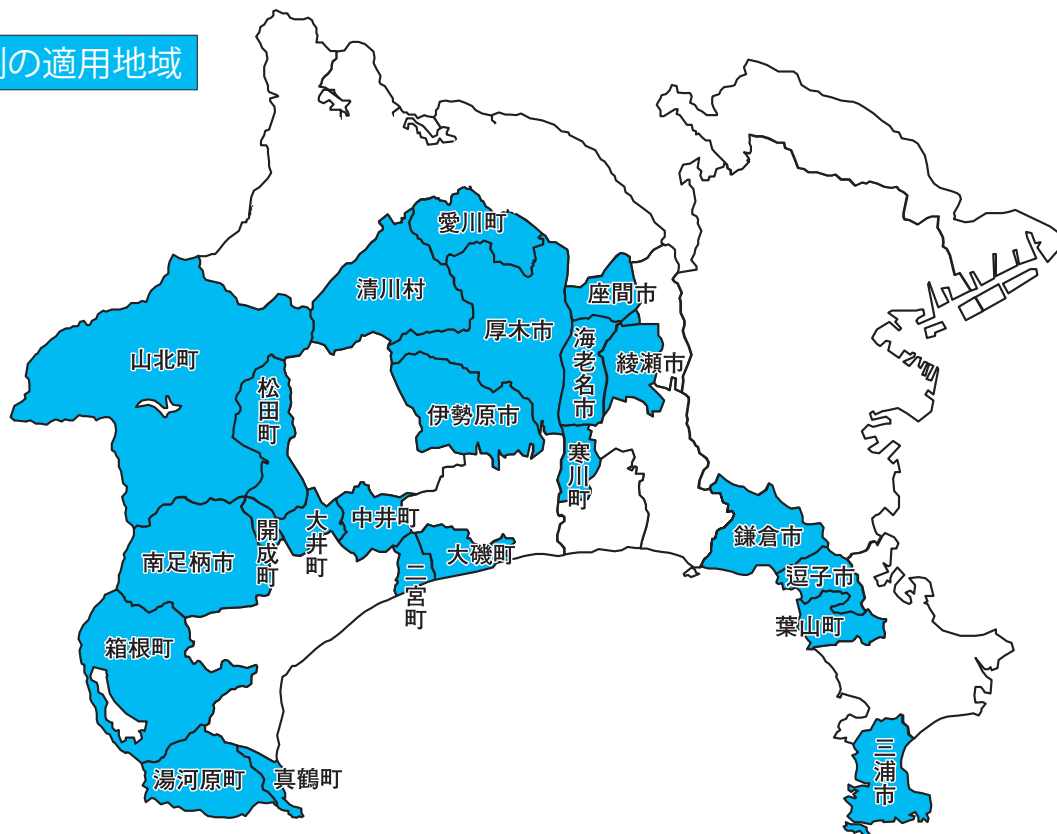
神奈川県屋外広告物条例等について、詳しくは「かながわの屋外広告物」ウェブサイト
(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f692/>)をご覧ください。

平成28年4月

屋外広告物は、私たちに目的地までの案内などの様々な情報を提供するなど広く利用されており、また、街に活気をもたらすものです。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などによる事故の要因となる事も考えられます。

そこで、県は、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を図るために屋外広告物法に基づいて、神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示等に関する基準などを定めています。

県条例の適用地域



横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市および大和市ではそれぞれ独自に条例を制定しており、基準内容も県条例とは異なっておりますので、ご注意下さい。

① 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条第1項） 次の要件をすべて満たすものです。

- ア 常時又は一定の期間継続して、
- イ 屋外で
- ウ 公衆に表示されるものであって、
- エ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
（広告物を掲出する物件を含みます。）

② 禁止地域と禁止物件

県条例では、広告物の表示等が禁止される「禁止地域」及び「禁止物件」を定めています。

禁止地域（第3条第1項）

広告物の表示等が禁止される地域です。

①重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域 ②史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域 ③県又は市町村指定の重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域並びに史跡、名勝、天然記念物の地域又は場所 ④保安林 ⑤国立公園及び国定公園の特別地域（近隣商業地域及び商業地域を除く） ⑥県立自然公園の特別地域 ⑦歴史的風土特別保存地区 ⑧近郊緑地特別保全地区 ⑨特別緑地保全地区 ⑩自然環境保全地域 ⑪風致地区のうち知事が指定する地域 ⑫古墳、墓地、火葬場又は葬祭場 ⑬相模川を除く河川区域	
⑭道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域 ・東名高速道路、国道468号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線の用地並びにこれらの両外側500m以内の地域 ⑮河川、湖沼及び海岸並びにその付近で知事が指定する地域 ・相模川の河川区域 ・城ヶ島 ・海岸線から100m以内の地域及び海岸保全区域（海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く）	左の地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 を除く （相模川は一部地域を除く）

禁止物件（第3条第2項～第5項）

広告物の表示等が禁止される物件です。

広告物の表示等を全面的に禁止（第2項）	①橋りょう（ガード類を含む）、②高架構造物、③トンネル、④信号機、⑤道路の分離帯、⑥道路の防護柵、⑦道路標識、⑧駒止、⑨里程標、⑩街路樹、⑪路傍樹、⑫郵便差出箱、⑬信書便差出箱、⑭電話ボックス、⑮公衆便所、⑯路上に設置する変圧器及び配電器、⑰銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件、⑱消火栓、⑲火災報知器、⑳指定消防水利標識、㉑防火水槽標識、㉒火の見やぐら、㉓送電塔、㉔送受信塔、㉕照明塔、㉖煙突、㉗ガスタンクその他これに類する物件
広告物の直接表示を禁止（第3項）	①石垣その他これに類する物件
はり紙、はり札、立看板の表示を禁止（第4項）	①電柱、②街灯柱、③消火栓標識、④バス停留所の上屋、⑤植樹帯
広告物の表示を禁止（第5項）	①道路の路面

③ 許可の基準 (第7条、規則別表第1～第3)

許可地域(禁止地域や禁止物件以外)で、広告物を表示等する場合には、5種類の許可地域ごとの、大きさや高さなどの許可基準による許可が必要です。

許可地域 (第2条、規則別表第1)

- ① 自然系許可地域 ② 住居系許可地域 ③ 工業系許可地域
④ 沿道系許可地域 ⑤ 商業系許可地域

また、広告物の種類ごとの基準も定めています。

※県条例の禁止地域・許可地域の地図は、神奈川県ウェブサイト「e-かなマップ」の「神奈川県屋外広告物条例規制地域マップ」でご覧いただけます。

③-1 屋外広告物の許可地域区分別の許可の基準 (規則別表第1・第2)

許可地域区分	許可基準
自然系許可地域 該当地域 ○国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く) ○歴史的風土保存区域 ○第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域	広告物の表示面積の合計は27㎡以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止 【屋上広告物】 ○表示等は禁止 【壁面利用広告物】 ○4面以下(表示面積の合計は20㎡以内) ○壁面からはみ出し禁止 【壁面突出広告物】 ○壁面の下端を超えないこと ○高さは地上10m以下 ○下端は地上3m以上(車道上4.7m以上) 【広告塔、広告板】 ○道路上に突出しないこと ○高さは地上3m以下 ○壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下
住居系許可地域 該当地域 ○国立公園の特別地域内の近隣商業地域、商業地域 ○城ヶ島、国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限る) ○第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域 ○他の許可地域以外の地域(市街化調整区域、都市計画区域内の非線引区域、都市計画区域外の区域)	広告物の表示面積の合計は47㎡以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止 【屋上広告物】 ○形状(縦÷横=1以下) ○広告塔の表示面積は、最大断面積 ○建築物から横にはみ出し禁止 ○物見塔等への設置禁止 【壁面利用広告物】 ○4面以下(表示面積の合計は40㎡以内) ○壁面からはみ出し禁止 【壁面突出広告物】 ○壁面の下端を超えないこと ○高さは建築物の屋根の最高部を超えないこと ○高さは地上10m以下 ○下端は地上3m以上(車道上4.7m以上) 【広告塔、広告板】 ○道路上に突出する場合、出幅は路端から1m以下突出部分の下端は地上4.7m以上(歩道上では3m以上) ○壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

工業系許可地域

該当地域

- 準工業地域、工業地域、工業専用地域（沿道系許可地域に含まれる地域を除く）

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
○広告塔の表示面積は、最大断面積
○建築物から横にはみ出し禁止
○物見塔等への設置禁止

- 高さは地上10m以下で3階窓下以下

1建築物

30㎡以内

- 建築物の上端から3m以下で建築物高さの1/3以下

1壁面

20㎡以内

【壁面利用広告物】

- 4面以下（表示面積の合計は80㎡以内）
○壁面からはみ出し禁止

※

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

1建築物

30㎡以内

○高さは地上15m以下

○下端は地上3m以上（車道上4.7m以上）

出幅

道路

※

【広告塔、広告板】

- 道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）

1基

20㎡以内

○高さは地上10m以下

- 壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

沿道系許可地域

該当地域

- 第二種住居地域、準住居地域
○一般国道・県道の両外側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
○広告塔の表示面積は、最大断面積
○建築物から横にはみ出し禁止
○物見塔等への設置禁止

- 高さは地上10m以下で3階窓下以下

1建築物

50㎡以内

- 建築物の上端から5m以下で建築物高さの1/3以下

1壁面

30㎡以内

【壁面利用広告物】

- 4面以下（表示面積の合計は120㎡以内）
○壁面からはみ出し禁止

※

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

1建築物

30㎡以内

○高さは地上15m以下

○下端は地上3m以上（車道上4.7m以上）

出幅

道路

※

【広告塔、広告板】

- 道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）

1基

30㎡以内

○高さは地上10m以下

- 壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

商業系許可地域

該当地域

- 近隣商業地域、商業地域

【屋上広告物】

- 形状（縦÷横＝1以下）
○広告塔の表示面積は、最大断面積
○建築物から横にはみ出し禁止
○物見塔等への設置禁止

- 高さは地上10m以下で3階窓下以下

1建築物

70㎡以内

- 建築物の上端から7m以下で建築物高さの1/3以下

1壁面

30㎡以内

【壁面利用広告物】

- 4面以下（表示面積の合計は120㎡以内）
○壁面からはみ出し禁止

※

【壁面突出広告物】

- 壁面の上端を超えないこと

1建築物

50㎡以内

○高さは地上15m以下

○下端は地上3m以上（車道上4.7m以上）

出幅

道路

※

【広告塔、広告板】

- 道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下突出部分の下端は地上4.7m以上（歩道上では3m以上）

1基

30㎡以内

○高さは地上10m以下

- 壁面突出広告物の出幅は、建築物から1.2m以下で、路端から1m以下

※【壁面突出広告物】（例 商業地域50㎡以下）及び【広告塔、広告板】（例 商業地域30㎡以下）は、一面の面積ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことをいいます。

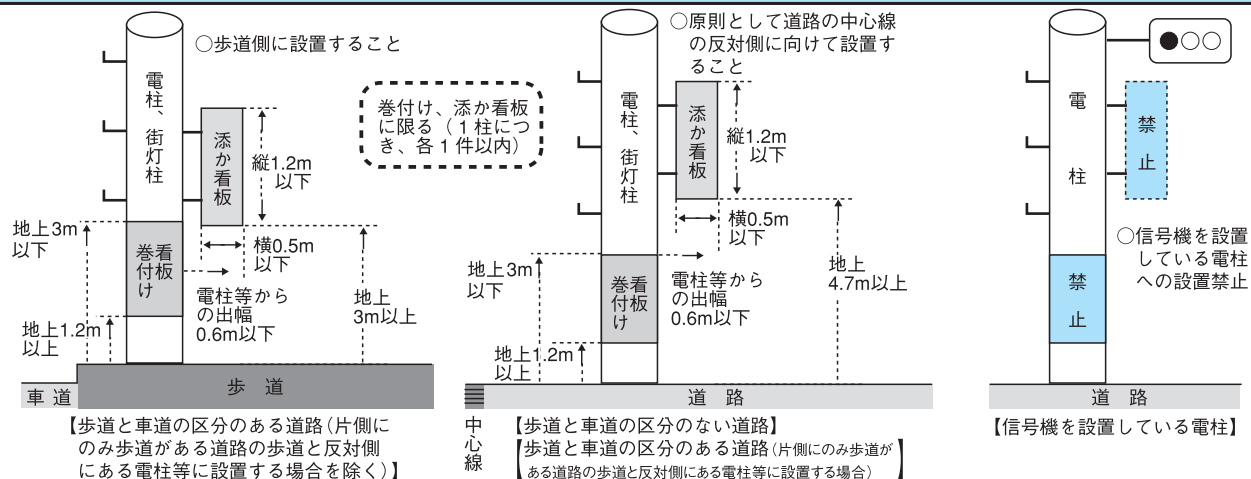
すべての許可地域

【壁面利用のはり紙等】

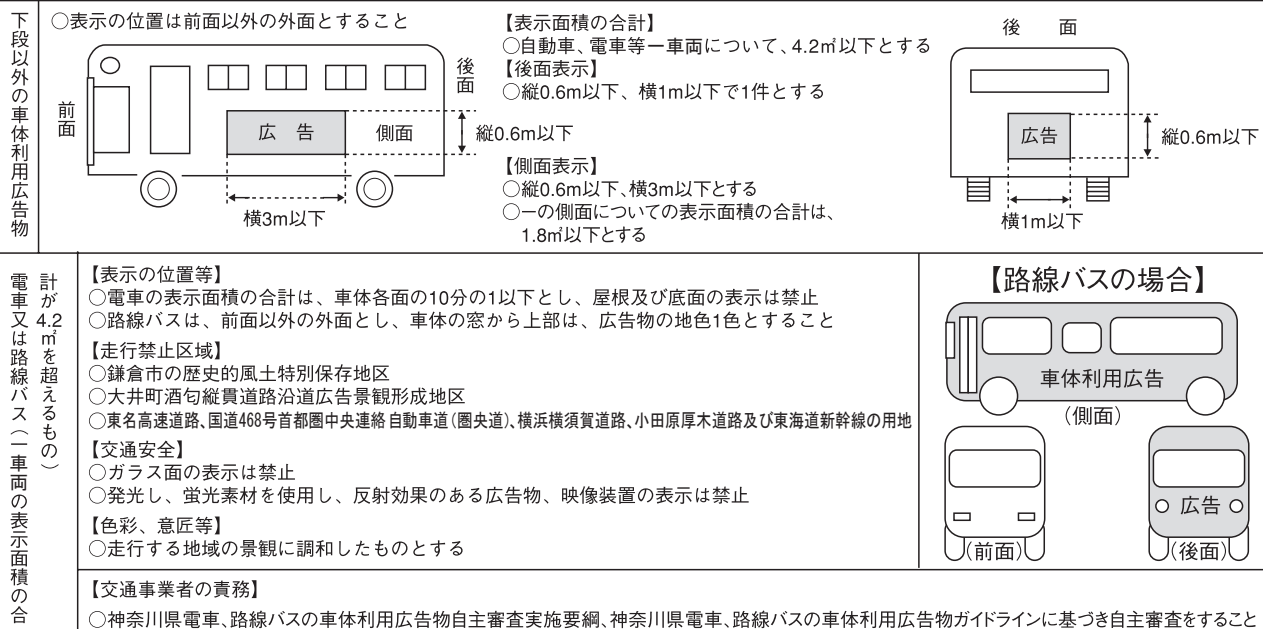
- ① 1枚1㎡以内
- ② 同一のものを連続して表示しないこと
- ③ 容易に除却できること

③-2 屋外広告物の種類に応じた許可基準 (規則別表第3)

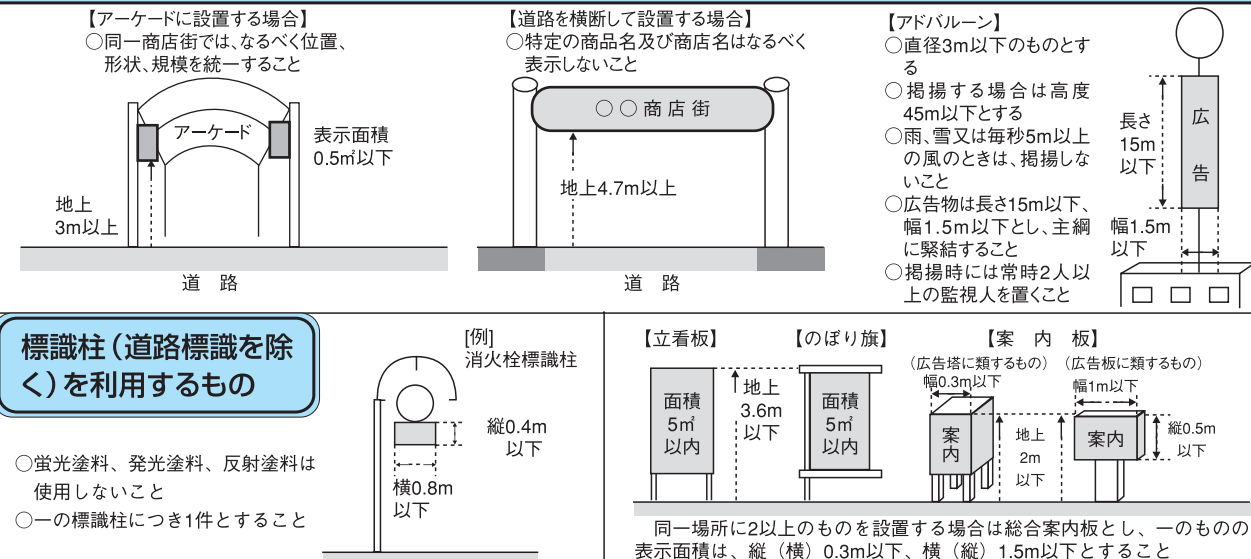
電柱及び街灯柱を利用するもの



電車、自動車等の外面を利用するもの



広告塔、広告板に類するもの



④ 広告景観形成地区制度

個性的な街並みづくりを進めるうえで、それぞれの街並みに合った広告物の誘導や規制ができる制度があります。

広告景観形成地区（第39条～第41条）

- ・ 広告物による個性的な特色ある地域の景観の形成を図るために、許可地域の中で、景観を形成するため特に必要であると認める地域を、関係市町村長の意見を聴取のうえ、当該地区の広告物に関する地区基本方針を定めて、広告景観形成地区として指定することができます。
- ・ この基本方針のなかで、当該地区の街並みに合わせて、広告物ごとに形状、面積、色彩、意匠、高さ、位置などの許可の基準を、地区独自に定めることができます。

広告協定地区（第42条、第43条）

- ・ 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者等が、景観を形成するために当該地区内の広告物の形状、面積、色彩、意匠、その他表示の方法の基準に関する協定（広告協定）を締結したときは、その申請に基づき、関係市町村長の意見を聴取のうえ、広告協定地区として指定することができます。

大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区を指定しています

◆指定した趣旨

大井町の県道小田原松田（酒匂縦貫道路）の沿道は、田園風景が広がり西側には酒匂川護岸土手の松並木、さらに遠くには富士・箱根連山、北側には丹沢山塊、東側には大磯丘陵などが望まれ、自然景観に大変恵まれた地域です。

本地域の特徴である自然景観に調和した広告景観の形成を図るため、平成13年11月30日に大井町酒匂縦貫道路沿道を広告景観形成地区に指定し、平成14年3月1日から屋外広告物について独自の規制を行っています。



酒匂縦貫道路から酒匂川土手の松並木と富士山を望む
神奈川県大井町

◆許可基準のポイント

（規則別表第4）

- ①野立て看板の乱立を防止する
- ②土手からの景観を守る
- ③道路からの景観を守る
- ④色のコントロールをする

【詳細は、次にお問い合わせください。】

- ・ 神奈川県県西土木事務所
電話 0465-83-5111（代表）
- ・ 大井町都市整備課
電話 0465-83-1311（代表）

⑤ 規制を受けない広告物（第6条第1項、第2項）

社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されています。

区 分		要 件
許可 禁止規定 （第3条） の適用除外 許可基準 （第7条） の適用除外 許可 手続き （第2条） が不要	他法令の規定により設置されるものや、選挙運動のためのはり札、ポスターの類	
	案内図その他 公衆の利便に 供するもの	・国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料 ・国及び地方公共団体の案内板及び掲示板 ・災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの
		・国立公園及び国定公園の第二種特別地域、第三種特別地域及び神奈川県立自然公園の特別地域のうち第一種特別地域を除く地域において、店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所等、又は事業や営業を行っている土地へ案内及び誘導をするもので、地理的条件に照らして必要と認められるもので右の基準を満たすもの ・一の広告物の表示面積が1㎡以下（国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域にあたっては5㎡以下） ・複数の広告物を統合する場合は、10㎡以下 ・高さは地上5m以下 ・光源を用いるものにあつては、動光、点滅を伴わないもの
	祭典用その他 慣例上使用さ れるもの	・社寺、教会等の礼式や冠婚葬祭の際に掲出されるもの ・地方の年中行事のために表示又は設置されるもの
	工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの	
	電車又は自動 車に表示する もので、右の 要件を満たす もの	・電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は所有者の事業や営業の内容を表示するもの ・自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は所有者や管理者の事業や営業の内容を表示するもの ・自動車の使用の本拠地が、他の都道府県、政令市、中核市、屋外広告物条例を制定している景観行政団体である市町村の場合に、その都道府県市町村の条例の規定に従って表示するもの
	自己の氏名や 営業の内容等を 自己の住居、 事業所、営業所 等に表示又は 設置するもの	・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの ・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの ・表示面積の合計が10㎡以下（禁止地域、広告景観形成地区にあつては5㎡以下） ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下 ・建築物の上部に突出するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、建築物の最高部を超えないもの ・また、第一種住居地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域においては、建築物の屋根からの高さが4m以下 ・海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示する場合にあつては、表示面積の合計が35㎡以下（建築物の上部に突出するもので、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、屋根の最高部から高さが2mを超えないもの）
	自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもの	・表示面積の合計が1㎡以下で、地上からの高さが2m以下
	国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもので右の要件をいずれも満たすもの	・表示数は、1施設又は1物件当たり1個であるもの ・表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であるもの ・表示される者が寄附者であることが分かるもの
	営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの	・表示面積が1㎡以下 ・政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの又はその他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの
	国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの	

⑥ 許可申請手数料と許可期間 (第46条第1項、条例別表)

種 類		単 位	手数料	許可期間	継続の可否
はり紙、ポスター ※1		100枚	500円	1月以内	否
		1本	100円		
		1基	100円		
		1張	200円		
アドバルーン	照明あり	1個	1,500円	3月以内	可
	照明なし		1,000円		
立看板（木製、金属製）		1基	100円	3月以内	可
はり札、電柱（街灯柱）巻付け及び添か看板、標識柱を利用するもの		1枚	50円	1年以内	可
電車、自動車等の外面を利用するもの		1台	500円		
映画看板 ※2	照明あり	1基	2,400円/5㎡※3		
	照明なし	1基	1,500円/5㎡※4		
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明あり	1基	2,400円/5㎡※3	3年以内	可
	照明なし	1基	1,500円/5㎡※4		
アーチ	照明あり	1基	9,000円		
	照明なし		6,000円		

備考 ※1 はり紙の枚数が、100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、100枚として計算します。

※2 映画看板については、許可期間中（1年以内）は、内容変更の許可手続きは必要としません。

※3 広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるとときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額

※4 広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるとときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額

⑦ 広告物を表示する場合の義務

広告物を表示するときは、次のことを守ってください。

標識票等の表示（第10条）

- ・許可を受けた方は、交付された標識票を該当の広告物にはり付けてください。

変更及び継続（第11条）

- ・許可を受けた後、許可の内容に変更を加え、又は広告物を改造若しくは移転しようとするときは、改めて許可を受けてください。
- ・許可期限後更に広告物の表示等をするときは、期限満了の30日前までに許可申請をしてください。

管理義務（第12条）

- ・設置者又は、管理する方は、広告物を良好な状態で管理しなければなりません。

特定屋外広告物安全管理者の設置（第13条、規則第10条）

- ・建築物の上部に突出する広告物又は広告塔及び広告板で、高さが4メートルを超えるとときは、特定屋外広告物安全管理者を置くことになっています。

除却の義務（第14条）

- ・許可期限が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、10日以内に広告物を除却してください。

⑧ 違反広告物に対する措置

報告及び立入検査（第23条）

- ・建物に立ち入り、広告物等を検査することがあります。

許可の取り消し（第15条）

- ・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。

措置命令（第15条第2項）

- ・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修、移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。

罰則（第53条、第55条、第56条）

- ・条例、規則の違反行為に対しては、刑罰（50万円以下の罰金）を科せられることがあります。

簡易除却（法第7条第4項、第49条）

- ・電柱などに表示されている違反のはり紙、はり札等、広告旗、立看板等は、県土木事務所等の職員、地域の住民の方や市町村及び関係機関・団体等の協力をいただいて撤去しています。

⑨ 屋外広告業を営む方の義務

屋外広告業を営もうとする方は、登録が必要です。

屋外広告業の登録（第24条、規則第15条）

- ・屋外広告業を営もうとする方は知事の登録を受ける必要があります。

変更・廃業等の届出（第28条、第29条）

- ・登録事項に変更があったり屋外広告業を廃止したときは、変更又は廃業の日から30日以内に届出を行う必要があります。

業務主任者の設置（第32条）

- ・営業所ごとに「業務主任者」を置く必要があります。

＊「業務主任者」になれるのは、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、広告美術仕上げに関しての職業訓練指導員、技能検定合格者又は職業訓練修了者、その他です。

＊屋外広告物講習会は、毎年1回県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市と合同）で開催しています。

標識の掲示（第33条）

- ・登録を受けた方は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。

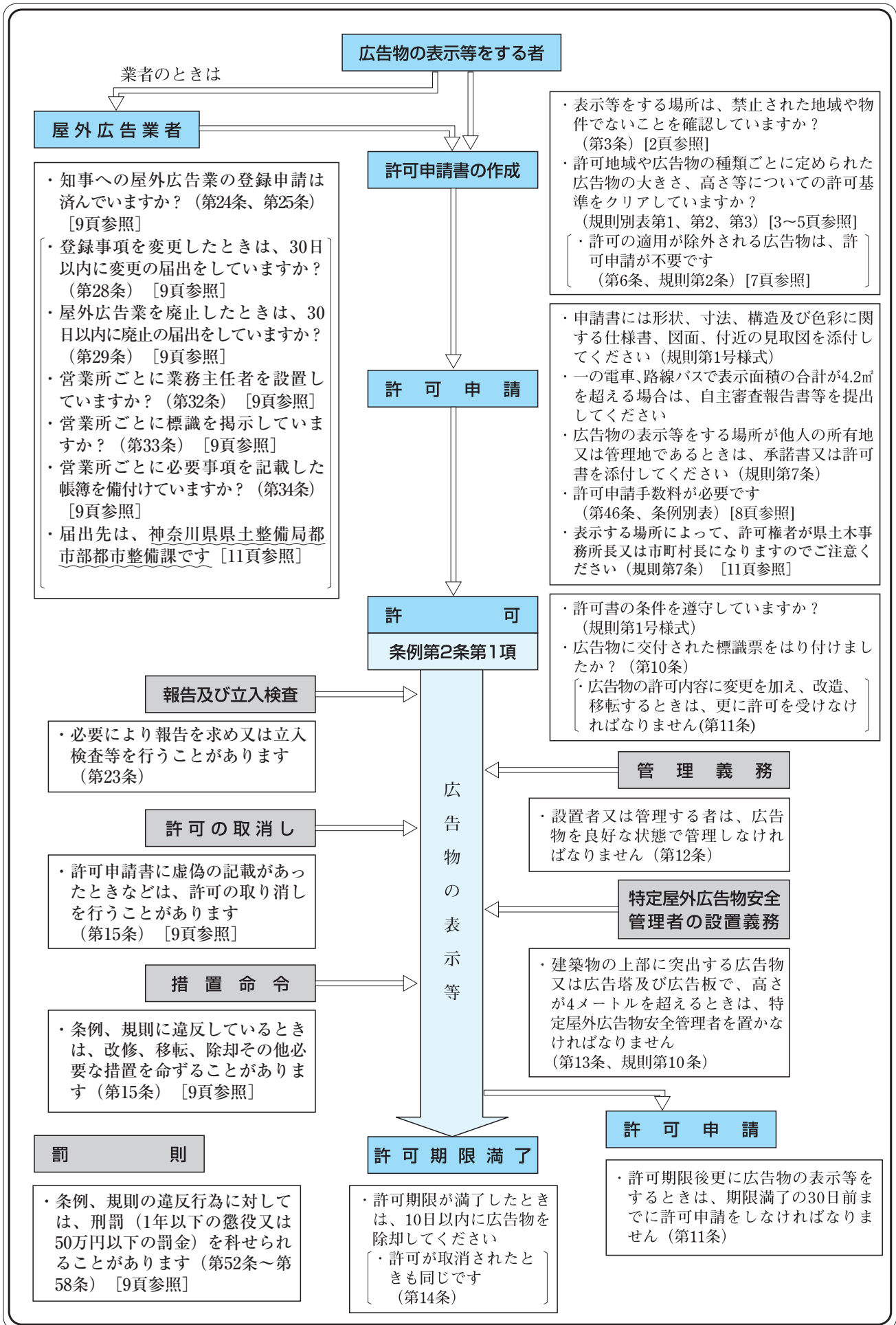
帳簿の備付け（第34条）

- ・登録を受けた方は、営業所ごとに必要事項を記載した帳簿を備付ける必要があります。

罰則（第52条、第54条、第55条、第57条、第58条）

- ・条例、規則の違反行為に対しては、刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を科せられることがあります。

屋外広告物の許可申請のフローチャート



屋外広告物の許可申請窓口・屋外広告業の登録申請（届出）窓口

【屋外広告物の許可申請窓口】

平成28年4月1日現在

(1) 神奈川県屋外広告物条例が適用される区域

表示等の場所	許可申請窓口		所在地	電話
三 浦 市	神 奈 川 県	横須賀土木事務所	横須賀市公郷町1の56の5	(046)853-8800(代)
伊勢原市、大磯町、二宮町		平塚土木事務所	平塚市西八幡1の3の1	(0463)22-2711(代)
寒 川 町		藤沢土木事務所	藤沢市鵠沼石上2の7の1	(0466)26-2111(代)
座 間 市		厚木土木事務所東部センター	綾瀬市寺尾本町1の11の3	(0467)79-2865
大井町、松田町		県西土木事務所	足柄上郡開成町吉田島2489の2	(0465)83-5111(代)
箱 根 町		県西土木事務所小田原土木センター	小田原市東町5の2の58	(0465)34-4141(代)
鎌 倉 市	鎌 倉 市	都市景観課	鎌倉市御成町18の10	(0467)23-3000(代)
逗 子 市	逗 子 市	まちづくり課	逗子市逗子5の2の16	(046)873-1111(代)
厚 木 市	厚 木 市	都市計画課	厚木市中町3の17の17	(046)225-2400
海老名市	海老名市	都市計画課	海老名市勝瀬175の1	(046)235-9391
南足柄市	南足柄市	都市計画課	南足柄市関本440	(0465)73-8026
綾 瀬 市	綾 瀬 市	都市政策課	綾瀬市早川550	(0467)77-1111(代)
葉 山 町	葉 山 町	都市計画課	三浦郡葉山町堀内2135	(046)876-1111(代)
中 井 町	中 井 町	まち整備課	足柄上郡中井町比奈窪56	(0465)81-3901
山 北 町	山 北 町	都市整備課	足柄上郡山北町山北1301の4	(0465)75-3647
開 成 町	開 成 町	街づくり推進課	足柄上郡開成町延沢773	(0465)83-2331(代)
真 鶴 町	真 鶴 町	まちづくり課	足柄下郡真鶴町岩244の1	(0465)68-1131(代)
湯河原町	湯河原町	まちづくり課	足柄下郡湯河原町中央2の2の1	(0465)63-2111(代)
愛 川 町	愛 川 町	都市施設課	愛甲郡愛川町角田251の1	(046)285-2111(代)
清 川 村	清 川 村	まちづくり課	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	(046)288-3862

(2) それぞれの市の屋外広告物条例が適用される区域

表示等の場所	許可申請窓口	所在地	電話
横 浜 市	横 浜 市 景観調整課	横浜市中区港町1の1	(045)671-2648
川 崎 市	川 崎 市 路政課	川崎市川崎区駅前本町12の1 川崎駅前タワー・リパーク17階	(044)200-2814
相模原市	相模原市 街づくり支援課	相模原市中央区中央2の11の15	(042)769-9252
横須賀市	横須賀市 市街地整備景観課	横須賀市小川町11	(046)822-8127
平 塚 市	平 塚 市 まちづくり政策課	平塚市浅間町9の1	(0463)21-8781
藤 沢 市	藤 沢 市 街なみ景観課	藤沢市朝日町1の1	(0466)25-1111(代)
小田原市	小田原市 都市計画課	小田原市荻窪300	(0465)33-1593
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 景観みどり課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1の1の1	(0467)82-1111(代)
秦 野 市	秦 野 市 開発建築指導課	秦野市桜町1の3の2	(0463)82-5111(代)
大 和 市	大 和 市 街づくり推進課	大和市下鶴間1の1の1	(046)260-5483

【屋外広告業の登録申請（届出）窓口】

表示等の場所	登録申請（届出）窓口	所在地	電話
横浜市、川崎市、相模原市及び 横須賀市を除く県内の区域	神奈川県 都市整備課	横浜市中区日本大通1	(045)210-6209
横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域については、上記の各許可申請窓口にお問い合わせください。			

※ 屋外広告業の登録申請（届出）に関する書類については、「かながわの屋外広告物」ウェブサイトからダウンロードできます。